

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
王子スポーツセンター駐車場進入路等整備工事設計業務	令和5年10月24日	一般財団法人 神戸住環境整備公社	2,977,810	(一財)神戸住環境整備公社は、公共工事の発注関係事務の実績が豊富で、業務に精通しており、私企業と利害関係がなく公平性・中立性を確保できる市の外郭団体である。 また、当該施設に関して、これまで現場の状況や施設管理者との調整事項も熟知しており、本業務を遂行していくために必要な知識と能力を備えており、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第21条に規定される条件を備えているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	文化スポーツ局スポーツ企画課 (TEL:078-322-5598)
神戸市立自然の家六甲施設等改修工事に係る業務	令和5年12月10日	六甲アウトドア・エデュテインメント共同企業体	95,740,194	委託先は、令和5年7月の自然の家リニューアル工事に係る業務および令和5年9月の神戸市立自然の家空調改修工事に係る業務の委託先である。本件で防火集中管理盤の更新を行う摩耶施設についてはリニューアル工事の対象となっており、六甲施設についてもリニューアル後も使用を予定している。施設を休館している令和6年3月末までにリニューアル工事と本件工事を完了しなければ4月からのオープンに支障をきたす恐れがあるため、本件工事とリニューアル工事、空調改修工事との間で綿密な調整（工事箇所、現場事務所の設置、スケジュールリング、執行体制等）が不可欠である。 以上の理由により、別の事業者が本件工事を行うよりも確実に効率的な事業執行が可能であると考えられるため、本件については自然の家リニューアル工事に係る業務の委託先と随意契約により契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	文化スポーツ局スポーツ企画課 (TEL:078-322-5284)
旧ハンター住宅及び旧山口邸建物調査業務	令和6年1月4日	一般財団法人 建築研究協会	22,634,700	・旧ハンター住宅において、既に他の業務を委託しており、旧山口邸とともに、一連で計画・検討を進める必要がある。 ・調査対象である旧ハンター住宅および旧山口邸については、旧ハンター住宅が重要文化財であることから、修理事業にあたっては、文化庁の承認を受けた主任技術者による調査、工事監理が必須となっている。 ・委託先は、歴史的建造物（指定文化財等）の修理等の業務実績が十分であり、本業務において、調査を行う建造物の構造等に精通している技能者（主任技術者を含む）を多く有している。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	文化スポーツ局文化財課 (TEL:078-322-5798)

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
「KOBEまちなかパフォーマンス（バスキング型）」企画運営業務	令和6年1月9日	（公財）神戸市民文化振興財団	6,000,000	<p>本制度は、神戸市内におけるアーティストの活動機会を増加させること及びまちなかにぎわい創出を目的としている。この目的を達成するためには、単に本制度を事務的に運用するだけでは不十分であり、活動機会を求めるアーティストやパフォーマーとのマッチングといったような他の施策との有機的な連携や、神戸のまち及び市内の文化芸術に関する深い造詣を持ったうえで取り組むことが不可欠である。</p> <p>財団は、「神戸市民の文化活動の振興に資する事業を行い、もって個性豊かな魅力ある神戸文化の創造に寄与する」（定款第3条）ことを目的に設立された団体であり、長年その専門性と機動性を活かし、本市の文化振興施策の実施機関として、神戸文化ホールの運営をはじめとする市の文化政策の実現を担ってきた。市と財団は、文化創生都市づくりのパートナーとして、芸術文化を通して神戸のブランド力向上とまちの活性化を図り、神戸の存在感を高めるために、市は「市民が主体となった文化活動を支援し、市民の創造性を育む」こと、さらに財団は「優れた芸術文化を育み、市民とつなぐ」ことをミッションとして、それぞれの役割分担を明確にして強固な連携体制を築いている。さらに財団は、平成28年4月に、理事長に芸術文化への造詣と経営ノウハウを兼ね備えた民間人材を迎え、評議員、理事の刷新を図り、団体としてのガバナンス（統治能力）、マネジメント能力、経営基盤を一層強固にした。同時に、旧演奏協会との合併により、高い演奏水準を誇る神戸市室内合奏団と神戸市混声合唱団を財団演奏部に迎え、ホールの事業展開にさらに厚みを加えるなどしたことにより、市のパートナーとして文化芸術を振興していくうえで、他に代えがたい実績と能力を有している。</p> <p>加えて、財団では令和3年度から新型コロナウイルス感染症の影響を受け、活動の場が減っている地元アーティスト等に対し気軽に相談ができる「こうべ文化芸術相談窓口」を設置し、文化芸術活動に関する相談に情報提供や助言等を行ってきた。</p> <p>以上のことから、本制度の目的達成のために必要不可欠な要素を兼ね備えている上記事業者が最適であり、特命随意契約を締結するものである。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）</p>	文化スポーツ局文化交流課 （TEL：078-322-5165）

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
モニュメント（海からのたより）移設業務	令和6年2月6日	㈱北海鉄工所	15,400,000	可動式の巨大工作物は例が少なく、そのような特殊な工作物の設置・移設実績をもった業者が他にいないため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	文化スポーツ局文化交流課 （TEL：078-322-6490）
JR灘駅南側駅前広場におけるアート作品の制作及び設置業務	令和6年2月7日	金愛子	2,188,000	委託先については、JR 灘駅南側駅前広場アート作品設置検討会において、これまでの制作実績や受賞歴等を元に、専門家による評価を行って、灘駅南側駅前広場のコンセプトに合わせたデザインを考え、制作できると考えられる作家を選定した。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	文化スポーツ局文化交流課 （TEL：078-322-6490）
JR灘駅南側駅前広場におけるアート作品の制作及び設置業務	令和6年2月7日	白井翔平	2,555,000	委託先については、JR 灘駅南側駅前広場アート作品設置検討会において、これまでの制作実績や受賞歴等を元に、専門家による評価を行って、灘駅南側駅前広場のコンセプトに合わせたデザインを考え、制作できると考えられる作家を選定した。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	文化スポーツ局文化交流課 （TEL：078-322-6490）

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
JR灘駅南側駅前広場におけるアート作品の制作及び設置業務	令和6年2月7日	安井源太	2,609,640	委託先については、JR 灘駅南側駅前広場アート作品設置検討会において、これまでの制作実績や受賞歴等を元に、専門家による評価を行って、灘駅南側駅前広場のコンセプトに合わせたデザインを考え、制作できると考えられる作家を選定した。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	文化スポーツ局文化交流課 （TEL：078-322-6490）
JR灘駅南側駅前広場におけるアート作品の制作及び設置業務	令和6年2月7日	吉田延泰	2,500,000	委託先については、JR 灘駅南側駅前広場アート作品設置検討会において、これまでの制作実績や受賞歴等を元に、専門家による評価を行って、灘駅南側駅前広場のコンセプトに合わせたデザインを考え、制作できると考えられる作家を選定した。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	文化スポーツ局文化交流課 （TEL：078-322-6490）
JR灘駅南側駅前広場におけるアート作品の制作及び設置業務	令和6年2月7日	三松拓真	1,650,000	委託先については、JR 灘駅南側駅前広場アート作品設置検討会において、これまでの制作実績や受賞歴等を元に、専門家による評価を行って、灘駅南側駅前広場のコンセプトに合わせたデザインを考え、制作できると考えられる作家を選定した。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	文化スポーツ局文化交流課 （TEL：078-322-6490）